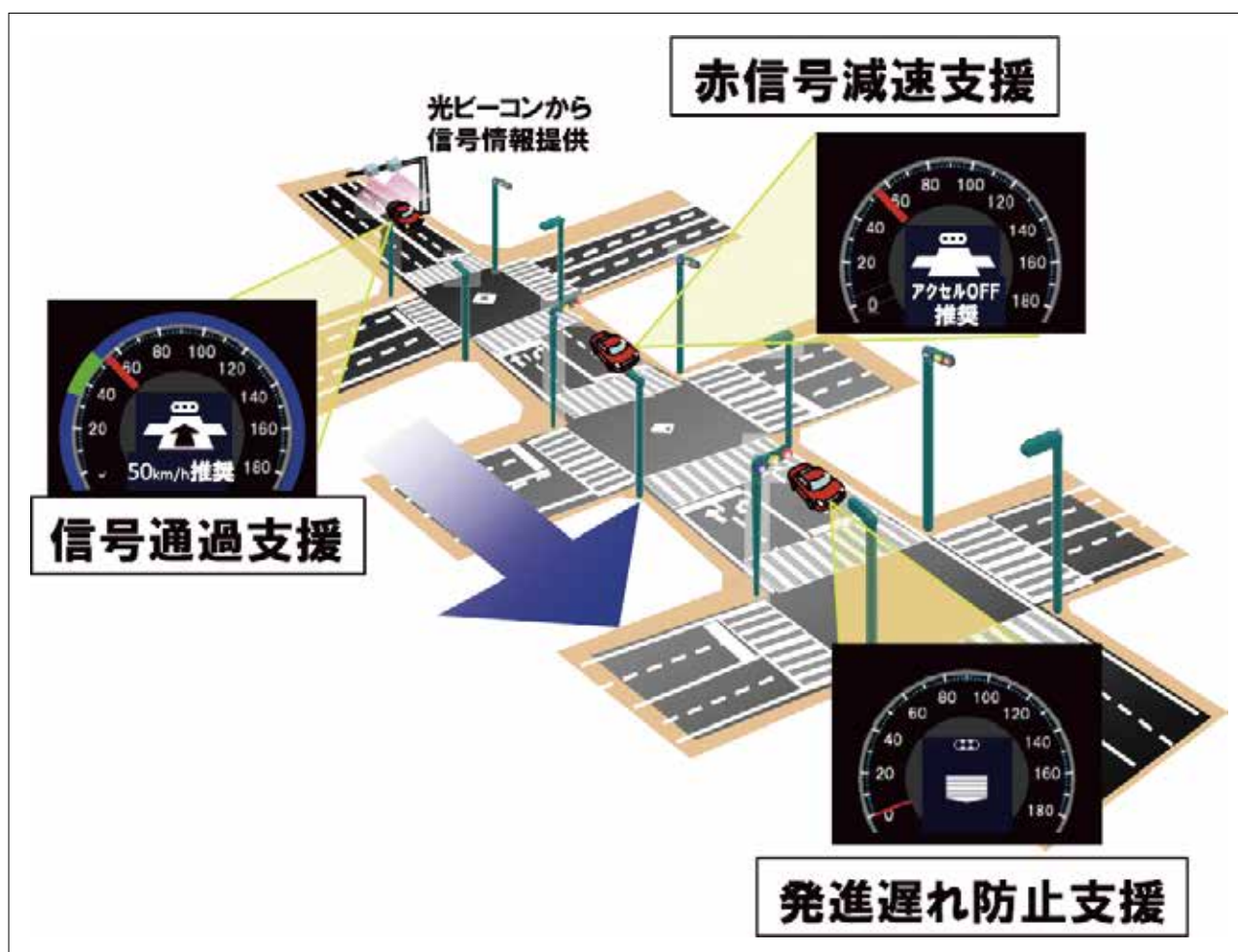


① TSPS（信号情報活用運転支援システム）

運転者に信号交差点への到着時における信号灯火等に関する情報を事前に提供することで、ゆとりある運転を促し、急停止・急発進に伴う交通事故の防止等を図っている。



資料：警察庁

② ETC2.0

ETC2.0を活用し、広域的な渋滞情報の提供や、カーブ先の見えない渋滞といった危険な状況の注意喚起など、交通の円滑化と安全に向けた取組を進めている。

また、路側機から収集される速度や利用経路、急ブレーキのデータなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用して、ピンポイント渋滞対策や交通事故対策など、安全な生活道路づくりに取り組んでいる。



資料：国土交通省

(2) 歩行者に対する保護意識の高揚等

運転者に対しては、障害のある人を含む全ての歩行者に対する保護意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携し、運転者教育、安全運転管理者による指導その他広報啓発活動を推進している。

また、障害のある人に対しては、字幕入りビデオの活用や参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通安全のために必要な技能及び知識を習得できるよう、障害の程度に応じたきめ細かい交通安全教育を推進している。

(3) 電動車椅子の型式認定

「道路交通法」上、一定の基準に該当する原動機を用いる身体障害者用の車椅子を通行させている者は歩行者とされるが、2021年度において、その基準に該当する9型式が型式認定された。

(4) 運転免許取得希望者への配慮

身体に障害のある運転免許取得希望者の利便の向上を図るため、各都道府県警察の運転免許試験場に、スロープ、エレベーター等を整備することに努めているほか、安全運転相談窓口を設け、身体に障害のある人の運転適性について知識の豊富な職員を配置して、運転免許取得に関する相談に対応している。

また、身体に障害のある人が、身体の状態に応じた条件を付すことにより、自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、身体に障害のある人のために改造を行った持込み車両等による技能試験を受けることができることとしているほか、指定自動車教習所に対しても、身体に障害のある人の持込み車両による教習の実施や、身体に障害のある人の教習に使用できる車両や取り付け部品の整備、施設の改善等を指導している。

このほか、知的障害のある運転免許取得希望者の利便の向上を図るため、学科試験の実施に当たり、試験問題の漢字に振り仮名を付けるなどの対応をしている。

■ 図表5-10 条件付運転免許の保有者数（2021年末現在）

条 件	人 数
補聴器の使用	39,424人
補聴器の使用（使用しない場合はワイドミラー又は補助ミラー又は後方等確認装置と聴覚障害者標識を付けた普通自動車又は準中型自動車に限定）	755人
ワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置を付けた普通自動車又は準中型自動車に限定	1,402人
身体障害者用車両に限定	181,652人
義手、義足又は装具の条件	3,825人
合 計	227,058人

注：上記区分中、2種類以上の条件が付されている場合は、表の上側となる区分に計上。
資料：警察庁「運転免許統計令和3年版」



身体障害者標識



聴覚障害者標識

7. 防災、防犯対策の推進

(1) 防災対策

ア 防災対策の基本的な方針

「災害対策基本法」の一部改正

2011年3月11日に発生した東日本大震災を経験し、防災対策における障害のある人や高齢者、乳幼児等の「要配慮者」に対する措置の重要性が一層高まったところである。

このため、障害のある人や高齢者などの多様な主体の参画を促進し、地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加すること等を盛り込んだ「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)の改正が行われた(「災害対策基本法の一部を改正する法律」(平成24年法律第41号))(2012年改正)。

その後、2012年改正で残された課題や、「防災対策推進検討会議」の最終報告書(2012年7月31日)等を踏まえ、市町村長に要配慮者のうち災害時の避難行動に特に支援を要する避難行動要支援者について名簿を作成することを義務付けること、主として要配慮者を滞在させることが想定される避難所に適合すべき基準を設けること等を盛り込んだ法改正が行われた(「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第54号))(2013年改正)。

避難行動要支援者名簿は、99.2%(2020年10月1現在)の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、令和元年台風第19号や令和2年7月豪雨など近年の災害においても、多くの高齢者等が被害を受けている。

令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループの最終報告書「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」(2020年12月24日。以下「最終報告書」という。)等を踏まえ、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点から、避難行動要支援者ごとに避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した個別避難計画の作成を市町村長の努力義務とすること等を盛り込んだ法改正が行われた(「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号))(2021年改正)。

イ 要配慮者対策等の推進

2013年改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を2013年8月に策定・公表した。

また、2013年改正においては、避難所における生活環境の整備等に関する努力義務規定も設けられ、この取組を進める上で参考となるよう、主に、避難所運営に当たって避難者の支援における留意点等を盛り込んだ、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定・公表した。2015年度においては、避難所や福祉避難所の指定の推進、避難所のトイレの改善、要配慮者への支援体制の構築等に係る課題について、有識者による検討会を開催し、幅広く検討を行った。これらの検討を踏まえて、2016年度においては、市町村におけるより一層の取組を促進するため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を改定するとともに、「避難所運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を策定して公表した。

さらに、2021年改正を踏まえ、2021年5月、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に個別避難計画の作成・活用に係る具体的手順等を追加する改正を行った。また、最終報告書を踏まえ、福祉避難所に受け入れる対象者を特定する公示制度を創設し、個別避難計画等と組み合わせ、福祉避難所への直接の避難が促進されるよう、2021年5月、「災害対策基

本法施行規則」(昭和37年総理府令第52号)、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等の改正を行った。

市町村が、要配慮者にも配慮した、避難所、避難路等の整備を計画的、積極的に行えるよう、「防災基盤整備事業」等により支援し、地方債の元利償還金の一部について交付税措置を行っている。

また、地域防災計画上、社会福祉施設など要配慮者等の避難所となる公共施設のうち、耐震改修を進める必要がある施設についても「公共施設等耐震化事業」等により支援し、地方債の元利償還金の一部について交付税措置を行っている。

「防災基盤整備事業」の一つとして「災害時要援護者緊急通報システム」の普及に努めるとともに、要配慮者が入所する施設における避難対策の強化等の防火管理の充実について消防機関に周知している。

地域や企業等における各種防災訓練の際に、要配慮者を重点とした避難誘導訓練を実施し、防災意識の高揚を図っている。

各都道府県警察においては、障害のある人が入所する施設等への巡回連絡等による障害のある人の防災に関する知識の普及等障害のある人に対する支援体制の整備促進に努めている。

災害時においては、建物の崩壊、道路の損壊等による交通の混乱が予想されることから、プローブ情報を収集できる高度化光ビーコン、交通情報板等の整備を推進し、災害時に障害のある人等を救援するための緊急通行車両等の通行を確保するとともに、災害時の停電による信号機の機能停止に備え、信号機電源付加装置の整備を推進し、障害のある人等の安全な避難を確保するよう努めている。

ウ 要配慮者利用施設等への対策

要配慮者対策を推進するには、まず、地域における要配慮者の状況を的確に把握した上で、社会福祉施設など要配慮者が入所している施設自らの対策を促進するための情報提供等を行う必要がある。

また、要配慮者や要配慮者利用施設への防災情報の伝達体制を整備し、入所者等の避難・救出・安否確認などの警戒避難体制の具体化を促進するとともに、被災した場合の防災関係機関への迅速な通報体制の整備及び避難先における入所者等の生活確保体制の整備を促進する必要がある。同時に、要配慮者利用施設の職員や消防職団員、自主防災組織等が中心となって、地域の実情に応じた支援体制をつくる必要がある。

要配慮者利用施設における土砂災害対策については、社会福祉施設等を保全するため、土砂災害防止施設の整備を推進し、激甚な水害・土砂災害を受けた場合は早急に再度災害防止対策を実施する。あわせて、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務づけ、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図っている。

また、土砂災害・全国防災訓練では、要配慮者利用施設等が市町村と連携し、地域の実情にあわせた防災訓練等を重点的に実施している。

土砂災害特別警戒区域における要配慮者利用施設の開発の許可制等を通じて要配慮者等の安全が確保されるよう、「土砂災害防止法」に基づき区域指定等の促進を図っている。

水災時における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、2017年に「水防法」（昭和24年法律第193号）が改正された。本改正により、市町村地域防災計画に位置づけられた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられ、水災防止体制の強化を図っている。

また、要配慮者の安全かつ迅速な避難が可能となるように、防災情報システム等の整備強化を図ることに加え、洪水、津波、高潮、土砂災害等が発生した場合に備え、過去の災害や危険箇所、情報入手方法、避難場所、避難経路等を具体的に示したハザードマップ等によるきめ細かな情報の提供を推進し、防災意識の高揚に努めている。

さらに、山地災害危険地区等のうち病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が隣接しているか所において計画的な治山対策の推進を図っている。

TOPICS

外国人や障害のある人等が利用する施設における避難誘導等の多言語対応等に関する取組の促進

1 背景

- 多くの外国人や障害のある人等が、東京2020大会の競技会場、駅・空港及び旅館・ホテルなどの施設を利用することが想定される。
- これらの施設で火災や地震が発生した場合、施設関係者が外国人や障害のある人等に配慮して、災害情報の伝達や屋外への避難誘導を効果的に行うことが必要である。

2 取組概要

- (1) 「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」の策定

施設関係者が、デジタルサイネージ^(※)やスマートフォンアプリ等を活用し、避難誘導等の多言語化や文字等による視覚化などを行うためのガイドラインを2018年3月に策定した。また、2018年10月には当該ガイドラインのポイントを整理したリーフレットを、2019年12月には先進的な取組事例集を作成し、各施設における避難訓練の実施等の取組を促進したほか、2021年5月には競技会場におけるガイドライン上のツールの導入状況、消防機関における消防訓練指導予定状況について関係者間で共有し、更なる普及に努めている。

※デジタルサイネージとは、ディスプレイなどの電子表示装置を用いて、広告、販売促進、情報提供、空間演出などを行うものをいう。



デジタルサイネージ等の活用



スマートフォンアプリ
(翻訳等)の活用



ガイドラインのポイントを
整理したリーフレット

- (2) 競技会場におけるICTの利活用の促進

競技会場に来場した外国人や聴覚障害のある人等に対して、音響通信技術を用いて災害情報を多言語化・文字化して提供することで、円滑な避難誘導を実現するための利活用ガイドラインを2020年3月に策定。東京2020大会では、各競技会場において活用された。



音響通信技術を用いた避難誘導等の情報伝達イメージ

(総務省「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」資料
(第10回、2019年11月) から抜粋)

エ 水害対策

洪水被害を防止又は軽減することを目的に行う河川整備や、過去の高潮・津波等による災害発生の状況等を勘案した海岸保全施設整備等を積極的に推進することとしている。浸水被害は被災後従前の生活に戻るまでに多大な労力を要し、障害のある人にとって日常生活に著しい負担をもたらすものであるため、そうした被害に対しては、再度災害の防止を図るためのハード整備を着実に推進するとともに、ハザードマップなどの円滑かつ迅速な避難を支援するソフト対策を一体的に行っている。

また、雨量・水位等の河川情報を地方公共団体や地域住民に迅速かつ的確に伝達するため、インターネットや地上デジタル放送等によりリアルタイムで情報提供しており、特に雨量・水位が一定量を超えるなどの緊急時においては、迅速な水防活動を実施するために、警報等で危険を知らせている。地方公共団体の防災活動や国民の警戒避難行動等を支援し、土砂災害から人命を守るため、気象庁及び都道府県が共同して、土砂災害警戒情報の提供を行っており、2014年の「土砂災害防止法」の改正により土砂災害警戒情報が法律上に明記されるとともに、市町村への通知及び一般への周知が都道府県に義務付けられている。渇水時においても情報提供を推進しており、全国のダムの貯水状況、取水制限、給水制限を受けている市町村に関する情報等の提供を行っている。

オ 防火安全対策

全国の消防機関等では、春、秋の全国火災予防運動を通じて「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」等を重点目標として取り組んでおり、障害のある人等が入居する小規模社会福祉施設等においては、適切な避難誘導體制の確保を図るとともに、消防法令違反の重点的な是正の推進など必要な防火安全対策の徹底を図っている。

カ 音声によらない119番通報

多くの消防本部では、聴覚・言語機能に障害のある人を始めとする音声通話による119番通報が困難な人のために、FAXや電子メールなどの通報手段を提供している。

また、消防庁では、スマートフォン等を活用して、音声によらない円滑な通報を行えるシステム（Net119緊急通報システム）について、2017年3月に標準仕様等を取りまとめ、各消防本部での導入を促進するとともに、厚生労働省と連携して障害のある人への周知・利用促進にも取り組んでいる。

さらに、2021年7月から開始された公共インフラとしての電話リレーサービスによる緊急通報については、サービス開始時点より全ての消防本部で対応可能となっている。

TOPICS

救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用

救急現場において、タブレット型情報通信端末やスマートフォンに導入された多言語音声翻訳アプリを利用することで、救急隊員が外国人や聴覚に障害のある人と円滑なコミュニケーションを図ることができる。

多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」は、消防庁消防研究センターと国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が救急隊用に開発したアプリケーションで、救急現場で使用頻度が高い46の会話を「定型文」として登録しており、英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語のほか、全部で15種類の言語で利用することができる。

外国人対応における多言語音声翻訳機能のほか、話した言葉を文字として表示する機能により聴覚に障害のある人とのコミュニケーションに活用している。

消防庁では、2017年4月から各消防本部への提供を開始し、各消防本部において導入されるよう取り組んでいる。2022年1月1日現在、全国724消防本部のうち、671本部（92.7%）で導入されており、最新の導入状況等については、消防庁のホームページに掲載している。

(https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/gaikokujin_syougaisya_torikumi/torikumi.html)

○使用画面

定型文をリストから選択
（傷病者に接触した救急隊員が操作）

ワンタッチで翻訳発音
（翻訳結果を利用して外国人傷病者とコミュニケーション）



○使用例



○全国の消防本部の救急ボイストラ導入状況 （2022年1月1日現在）

都道府県	使用開始	(参考) 消防 本部数	都道府県	使用開始	(参考) 消防 本部数
北海道	55	58	滋賀	7	7
青森	11	11	京都	15	15
岩手	12	12	大阪	26	26
宮城	11	11	兵庫	24	24
秋田	13	13	奈良	3	3
山形	12	12	和歌山	15	17
福島	10	12	鳥取	3	3
茨城	24	24	島根	9	9
栃木	12	12	岡山	13	14
群馬	11	11	広島	13	13
埼玉	27	27	山口	10	12
千葉	30	31	徳島	12	13
東京	5	5	香川	9	9
神奈川	22	24	愛媛	13	14
新潟	15	19	高知	12	15
富山	6	7	福岡	17	24
石川	9	11	佐賀	5	5
福井	6	9	長崎	9	10
山梨	6	10	熊本	8	12
長野	12	13	大分	13	14
岐阜	20	20	宮崎	10	10
静岡	14	16	鹿児島	19	20
愛知	30	34	沖縄	18	18
三重	15	15	合計	671	724